

下松市・記者発表（配布）資料

令和 6 年 8 月 1 9 日

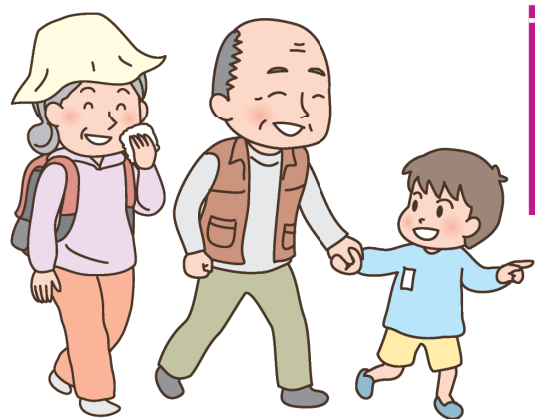
部 課 名	課 長	担 当 係 長	担当・連絡先（直通）
健康福祉部 高齢福祉課	池田 年規	長寿支援係 桑島 智美	兼重 聖子 0833-45-1837
1. 件 名	10 月から高齢者タクシー利用助成事業が始まります		
2. 目 的	高齢者がタクシーを利用する際の運賃の一部を助成することにより、高齢者が外出しやすい環境を創出すること		
3. 日 時	令和 6 年 8 月 23 日(金)～ 事前申請受付開始 令和 6 年 10 月 1 日(火)～ 助成事業開始		
4. 申請方法	・ 市役所（高齢福祉課 1 階 10 番窓口）および出張所の窓口で申請、または郵送による申請 ・ 後日、簡易書留で助成券を郵送する ・ 8 月末までに「令和 6 年度高齢者バス利用助成事業」の助成券を申請し、交付された人には自動で助成券を交付する（9 月下旬に簡易書留で郵送予定）。		
5. 助成内容	1 枚 200 円の助成券を <u>最大 30 枚</u> 交付する。 <u>申請月によって交付枚数が変わります。</u> ※助成券を紛失・破損した場合は再発行不可。 ※ひと月の使用枚数が 5 枚を限度とするものではありません。		
6. 利用方法	周南地区タクシー協同組合に加入している事業所または当市と契約した事業所のタクシー（福祉タクシー会社を含む）に乗車した時、1 運行(※)あたり 1 人 3 枚（最大 600 円）まで助成券を利用できる。 ※下松市内での乗車または降車で利用可。 交付者が複数人で乗り合わせた場合でも、1 人当たり 3 枚まで利用可能。 助成券利用額がタクシー運賃よりも上回った場合、おつりは出ない。		

7. 対象者	下松市在住の満 70 歳以上の人で、障害者福祉タクシー券の交付を受けていない人 ・ 自動車運転免許証の所有を問わない（常時運転している人も申請可） ・ 介護保険法の要介護認定の状況を問わない（要介護 1～5 の人も申請可）
8. 主催者	下松市 健康福祉部 高齢福祉課 長寿支援係
9. その他	事業内容は別紙の通り



令和6年度 下松市高齢者タクシー 利用助成事業

運転免許証が
あっても
申請できます。



1枚200円助成券を
最大30枚 (月5枚×6ヶ月)
交付します。

1人1回のみ申請できます。助成券を紛失・破損した場合は再発行できません。



利用期間 令和6(2024)年10月～令和7(2025)年3月

対象者

下松市在住の満70歳以上の人で、
下松市障害者福祉タクシー券の交付を受けていない人

利用方法

周南地区タクシー協同組合に加入している事業所または当事業において下松市と
契約している事業所のタクシーに乗車し、下松市内での乗車または降車に
限り、1運行あたり、1人3枚(最大600円)まで利用可能

① タクシーに乗る際に下松市発行の
助成券が使用できるか確認します。

② 降りる際に乗務員へ助成券を渡し、
残りの運賃を払います。

複数人で乗り合わせた場合でも、1人当たり3枚まで利用が
可能です。助成券利用額がタクシー運賃よりも上回った
場合、おつりは出ません。

申請・問い合わせ先

下松市 高齢福祉課 長寿支援係 ☎0833-45-1837



8月下旬から
事前申請
スタート

令和6年度 高齢者タクシー利用助成事業

下松市高齢者タクシー利用助成券

1枚200円の助成券を最大30枚(月5枚×6か月)交付します。

利用期間 令和6年10月1日～令和7年3月31日

1人当たり1回のみ申請できます。
市役所(高齢福祉課1階⑩番窓口)、出張所に
直接申請または郵送による申請で受け付けます。

後日、**簡易書留で助成券を郵送**します。
助成券を紛失・破損した場合は**再発行できません**。

対象者

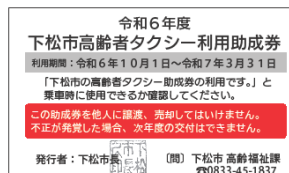
下松市在住の**満70歳以上の人**で、
下松市障害者福祉タクシー券の交付を受けていない人

利用方法

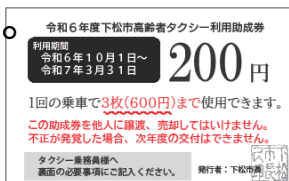
周南地区タクシー協同組合に加入している事業所または
当事業において下松市と契約している事業所の
タクシーに乗車し、**下松市内での乗車または降車**に限り、
1運行あたり、1人3枚(最大600円)まで利用可能

- ①タクシーに乗る際に下松市発行の助成券が使用できるか確認します。
- ②降りる際に乗務員へ助成券を渡し、残りの運賃を払います。

表紙



助成券(表面)



利用の注意点

複数人で乗り合わせた場合でも、1人当たり3枚まで利用が可能です。

助成券利用額がタクシー運賃よりも上回った場合、**おつりは出ません。**

【例】Aさん・Bさんが乗り合わせて、二人が助成券を3枚ずつ出した場合（助成券 計6枚）

助成額…200円×6枚＝1,200円

運賃…1,160円 ⇒差額40円の**おつりは出ません。**

交付枚数

申請月によって交付枚数が変わります。



10月申請	11月申請	12月申請	1月申請	2月申請	3月申請
30枚 (6,000円分)	25枚 (5,000円分)	20枚 (4,000円分)	15枚 (3,000円分)	10枚 (2,000円分)	5枚 (1,000円分)

使い方Q&A

Q

タクシー会社が独自で行う割引（運転免許証返納者割引、身体・知的障害者割引など）と併用できますか？

A

併用できます。

Q

助成券を家族や知人にあげたり、転売したりしてもいいですか？

A

助成券を他人に譲渡や売却をしてはいけません。
不正が発覚した場合、**次年度の交付はできません。**

問い合わせ先

下松市 高齢福祉課 長寿支援係 ☎ 0833-45-1837